

1 基幹相談支援センターの設置

社会福祉法人彩凜会が運営する障がい者相談支援センターすずらんを障害者総合支援法第77条の2第2項にもとづく基幹相談支援センターとして指定し、業務を委託。

(1) 基幹相談支援センターの役割

- ア 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業所に対する指導や助言を行う。
- イ 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施。
- ウ 障がい福祉サービス等の利用だけでは解決することが難しい障がい者等に関する相談と関係機関との連絡調整を行う。
- エ 入所施設や精神科病院へ働きかけ、地域移行支援、地域定着支援事業を実施し、長期入院患者が地域での生活が送れるようにコーディネートする。
- オ 成年後見制度利用の支援
- カ 自立支援協議会各専門部会（相談支援・就労・サービス向上）の開催

2 障がい者の地域での生活を考える検討会議を開催

(1) 委員構成メンバー

社会福祉法人葎の里、社会福祉法人彩凜会、NPO法人あおいはる、吉川市手をつなぐ育成会、しらこぼと会、吉川市聴覚障害者協会
民生委員・児童委員協議会、埼玉県立三郷特別支援学校関係者、埼玉県立越谷特別支援学校、吉川市障害者計画策定委員、障がい者当事者

(2) 開催日時及び会議内容

	開催日	会議内容
第7回	8月 5日	平成30年度までの検討事項・令和元年度のスケジュールについて
視察	10月 1日	グループホーム視察 ひまわりの郷（草加）・あやせホーム（越谷）
第8回	10月 1日	障がい者の就労支援のあり方と今後の方向性について
視察	11月13日	農福連携 千葉大学植物工場（バリアフリー農業）
第9回	11月13日	障がい者の就労支援のあり方と今後の方向性について
視察	12月18日	農福連携 ころも学園（B型事業所、ココファームワイナリー）
第10回	12月18日	アンケート調査について

(3) アンケート調査の実施

調査期間：令和2年1月31日から3月2日まで

調査対象者：障害者手帳を取得している方（内部障がい者及び65歳以上の方を除く）1,249名

3 吉川市手話言語条例の制定（令和元年12月制定、令和2年4月1日施行）

手話を言語と位置づけ、手話に関する基本理念を定める吉川市手話言語条例の制定に向けた検討委員会を平成31年2月に発足し、計5回の検討委員会を開催した。検討委員会での検討内容を反映させた条例案を作成し、パブリックコメントを経て、最終的な条例案を策定した。これをもとに市が12月議会に上程し、議会の審議を経て制定の運びとなった。

(1) 検討委員構成メンバー（10名）

埼玉県立大学（学識経験者）、吉川市社会福祉協議会、社会福祉法人彩凜会、吉川市聴覚障害者協会、吉川市手話サークルさつき会、民生委員・児童委員協議会、聴覚障がい者の家族、その他市長が認める者（手話講習会参加者）

(2) 開催日時及び会議内容

	開催日	会議内容
第1回	H31年2月21日	委員紹介、正副委員長の決定、今後の予定等について
第2回	H31年3月26日	手話言語条例への思い・期待・意見について
第3回	H31年4月15日	手話言語条例の構成案について
第4回	令和元年5月20日	吉川市手話言語条例（たたき台）について
第5回	令和元年7月5日	パブリックコメントの報告・吉川市手話言語条例（案）について

(3) パブリックコメント開催状況

閲覧、意見提出期間：令和元年6月3日～令和元年7月2日

意見提出状況

意見提出者 5名 意見件数 28件

条例案に対する意見はなく、要望が多かった。

(4) 12月議会議案審議

令和元年12月3日、12月10日議決、12月14日公布、

令和2年4月1日施行

4 吉川市障がい者差別解消支援地域協議会を設置

(1) 協議会の目的

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、行政機関等と事業者においては、不当な差別的取扱いの禁止とともに、合理的配慮の提供が求められることになった。（事業者による合理的配慮の提供は努力義務。）また、国及び地方公共団体においては、障害を理由とする差別の解消に資する体制の充実を図ることとされた。

障害者差別の解消を効果的に推進するためには、障がい者にとって身近な地域において、主体的な取組みがなされることが重要であり、障害者差別解消法17条において、国と地方公共団体の機関は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、地域協議会を設置。

(2) 吉川市障がい者差別解消支援協議会委員構成メンバー

学識経験者、法曹関係者、医療関係者、相談支援事業所代表者、福祉関係者、商業関係者、労働関係者、権利擁護関係者、障がい者の家族、障がい者当事者、行政機関関係者

(3) 協議会開催状況

開催日：令和2年2月18日

会議内容：協議会の役割、障がい者差別の解消に資する市の取組み、相談事例について